

# 茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部改正について

茨城県県民生活環境部環境政策課

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正施行（令和5年4月1日）に伴い、茨城県地球環境保全行動条例施行規則（以下「規則」という。）の改正を行いましたので、お知らせします。

## 1 改正の内容

### （1）報告対象となる化石燃料の追加等

省エネ法において、新たに国へ使用量を定期報告することとなった以下の化石燃料について、県への報告対象として追加したほか、規則様式第1号について所要の改正を行いました。

#### 【新たに県への報告対象となった化石燃料】

ジェット燃料油、コークス原料炭、吹込用原料炭、国産一般炭、発電用高炉ガス

※ 本改正では、県への報告対象として非化石燃料の追加はありません

### （2）報告期日及び報告書提出部数の変更

- ・ 規則第3条による省エネルギー推進業務状況報告書の提出期日を「6月末日」から「7月末日」に改めました。
- ・ 規則第3条、第5条及び第7条による定期報告書の提出部数を「2通」から「1通」に改め、条文から「2通」を削除しました。

## 2 施行日

令和7年1月16日